

令和4年度

# 生徒指導規程

江田島市立三高小学校

## 【目的】

この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。  
児童が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

### 1 学校生活に関わること

#### ○登校

- ① 7時30分から、8時00分までに登校し、準備をして教室に入っておく。(始業8時05分)
- ② 基本的にランドセルで登校する。
- ③ 忘れ物をしては原則として、家に取りに戻らない。
- ④ 欠席・遅刻・早退する場合は、7時30分から8時05分までに保護者が学校に連絡をする。

#### ○下校

- ① 用事がないものは速やかに下校する。
- ② 担任がいる場合のみ、放課後残って学習や作業を行ってもよい。
- ③ 下校時刻が遅くなる場合は、担任が保護者に連絡をする。

※正門以外からの学校への出入りは禁止とする。(車の出入りがあるため)

#### ○服装

① 校内、儀式的・学校行事及び校外での学習活動(社会見学など)の際は、基本的に標準服を着用する。

##### ② 登下校の服装

制服	白いシャツ(体操服も可)・紺色のブレザー・紺色の短パンもしくは紺色のスカート
<b>※男女ともスカートや短パンの下に、運動用短パン(ハーフパンツ)をはくのを禁止とする。</b>	
靴	男女とも色は白とする。
靴下	男女とも色は白・黒・紺とする。式や運動会、学習発表会では白とする。
<b>※スニーカーソックス、ワンポイントの大きなものは禁止とする。</b>	
登下校時	冬季(12月～3月): 防寒着(トレーニングパンツ、ブレザー、その他の上着)、手袋、ネックウォーマーを使用してもよい。 ※マフラー、耳あて、フード付きの防寒具は禁止とする。 ※制服(ブレザー)は必ず持って来ること。
	夏季(5月～9月): 日よけ用の帽子(キャップなどの華美にならないもの)を着用してもよい。

##### ③ 衣替え

6月～9月	ブレザーを着ない。
11月～4月	ブレザーを着る。ベスト、セーターをブレザーの下に着用してもよい。
※5月、10月を移行期間とする。	

##### ④ 学校内での服装

学校に着いたら	活動しやすい体操服、運動用短パン(ハーフパンツ)に着替える。 冬季(12月～3月): 気候や体調によって、防寒具(黒、紺、灰色)を着用してもよい。
体育・業前運動	体操服、運動用短パン(ハーフパンツ)、赤白帽子着用で行う。
休憩時間	外で遊ぶ時は、赤白帽子を着用する。 冬季(12月～3月): 防寒具、手袋、ネックウォーマーを着用してもよい。

#### ○髪型

##### ① 長さ

- ・前髪が目にかからない長さとする。
- ・肩にかかる長さは、髪を結ぶ。
- ・夏場(水泳指導や発汗)は清潔さが保てるよう配慮する。

##### ② 飾り

- ・髪留めやゴムは装飾のないもので、色は黒、紺、茶にする。
- ・染色、脱色、パーマ、剃りこみ等、小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるよう指導をする。

#### ○装飾

##### ① 次のことを禁止する。

- ・ランドセルや筆箱への装着キーホルダーやマスコットキャラクター、御守。
- ・マニキュアなどの爪への装飾。
- ・ミサンガなどの手足への装飾。

※違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者に連絡をし、指導内容を伝える。

※防犯ブザー、反射材はランドセルにつけてもよい。

## 2 校内での過ごし方

### ○特別教室の使い方

- ・特別教室（図書室以外）・作業室には、用事がないときは入室しない。用事があるときは担任同行のもと入室する。
- ・職員室や他学年の教室に入室する場合は、用件を言って入る。
- ・ソファは利用してもよいが、シューズで上がったり、飛び跳ねたりしない。
- ・螺旋階段・ベランダから身を乗り出さない。（傍に台などは置かない）
- ・基本的に4階は使用しない。

### ○休み時間の使い方

- ・雨の日は、基本的に教室で静かに過ごす。
- ・希望者は、先生同伴で体育館を使用してもよい。
- ・休み時間以外で休憩をする場合は、他学年の学習の妨げにならないよう配慮する。

### ○運動場の使い方

- ・体育館及び西校舎の裏は遊び場にしない。
- ・正面玄関前や南門付近の、車の出入りの多いところでは遊ばない。
- ・一部の児童だけで、運動場の大部分を使う遊び（サッカー等）をしない。
- ・危険な遊びはしない。
- ・自転車は、旧給食センター車庫内に並べて止める。
- ・飲食は禁止とする。

## 3 持ち物

※学習に必要なものは、原則、学校に持ってこない。

### ○学用品

- ・飾りの付いた学習に不必要な文房具の使用は禁止する。
- ・1・2年生は鉛筆、赤、青の色鉛筆を使用する。
- ・3～6年生は鉛筆、赤、青の色鉛筆（同色のボールペンも可）を使用する。

### ○水筒

#### ①容器

- ・壊れにくい、ひもの付いた水筒を使用する。

#### ②中身

- ・お茶、水を入れる。夏季（5月～9月）は、スポーツドリンクも可。
- ・自分の持参したものを飲む。（友だちからはもらわない）

### ○携帯電話

- ・原則として、携帯電話は学校には持ってこない。
- ・どうしても必要な場合は、学校長に届け出をして了解を受ける。尚、学習時間帯は学校で保管をする。

### ○置き傘

- ・必要であれば、置き傘をしてもよい。  
（必ず名前を書き、正面玄関の傘立てに置く。学期末、学年末は必ず持って帰る。）

## 4 校外での生活に関わること

### ○外出

- ・外出の際には、行き先、目的、帰宅時間を必ず家の人に伝える。
- ・児童だけで、校区外には行かない。（保護者同伴を原則とする）
- ・ショッピングセンター、ゲームセンター、カラオケ、飲食店などの出入りは、保護者同伴とする。
- ・海や川で泳いだり、遊んだりするときは、保護者同伴とする。

### ○帰宅時間

- ・市内放送の時間を聞き、帰宅する。  
4月～9月末までは午後6時00分  
10月～3月末までは午後5時00分

### ○安全

#### ①交通規則の遵守

- ・交通量の多い道や急な坂道、狭い道など危険な道路では自転車に乗らない。
- ・自転車に乗るときは、できるだけヘルメットを着用するよう努力する。
- ・公道での自転車の使用は3年生以上（自転車安全教室後）の児童はよいが、1～2年生は保護者同伴で乗る。

#### ②危険な場所

- ・夜遅くの一人歩きはしない。
- ・工事中、建設現場、空き家等危険な場所や他人の土地には入らない。

### ○その他

- ・児童同士で、お金の貸し借りはしない。
- ・保護者の許可なく、物を譲ったり、譲られたりしない。
- ・空気銃など、人を傷つけてしまうような危険なものでは遊ばない。

- ・保護者不在の場合、友達の家にあがってはいけない。

## 5 特別な指導に関わること

### ①問題行動への特別な指導

※次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。

- ・窃盗，万引き
- ・盗難，紛失
- ・威圧，強要行為
- ・建築物，器物破損
- ・飲酒，喫煙，法律で規制している薬物
- ・いじめ，暴力（携帯電話インターネット等による言葉の暴力悪口などを含む）
- ・落書き
- ・その他，法令，法規に違反する行為

### ②本校のきまりなどに従わない行為

- ・指導に従わないなどの指導無視及び暴言など
- ・その他，学校が教育上指導を必要と判断した行為

### ③特別な指導（いじめの場合）

#### 【被害児童に対して】

- ・家庭訪問などを行い，学校は全力で被害児童を守る態度を示し，信頼を得る。
- ・「被害児童にもいじめられる要素がある」という考えではなく，どのように解決していくか，児童や保護者の思いを受けとめる。
- ・まわりの児童との関係に注意を払い，人間関係づくりを慎重にする。
- ・継続的な教育相談などのフォローの体制を確実に組織的に組む。

#### 【加害児童に対して】

- ・加害に意識が薄く，軽く考える傾向があり，「いじめられた側にも問題がある」などの理屈を言う保護者もみられる。しかし，被害児童の立場に立って毅然とした対応を基本とする。
- ・加害児童が「自分もされたことがある」など，過去の問題を引き合いにし，保護者が責任転嫁を図ろうとするケースがある。自分自身がされたことを振り返り相手のことを考えられる人間に成長していくことの大切さを話し，指導のねらいを伝える。

○「生徒指導規程」に違反する行動があった場合，次のような取組を行います。

問題行動の種別	指導内容
<b>【触法行為】</b> ・暴力行為 ・喫煙 ・飲酒 ・器物破損 ・万引き ・深夜徘徊 ・その他（火遊びなど）	○事実確認 ○学校面談【保護者・担任・生徒指導主事・管理職】 ○謝罪【本人及び保護者で被害者へ謝罪】 ○個別指導【反省指導】 ○継続指導【その日の学校生活の反省を報告する（1週間）】 ※関係児童も指導 ※触法行為は警察に連絡 ※故意による器物破損の弁償については保護者負担
<b>【いじめ】</b> ・いじめ	○事実確認 ○学校面談【保護者・担任・生徒指導主事・管理職】 ○謝罪【本人及び保護者で被害者へ謝罪】 ○個別指導【反省指導】 ○継続指導【その日の学校生活の反省を報告する（1週間）】
<b>【授業規律】</b> ・立ち歩き ・暴言 ・おしゃべり	○事実確認 ○個別指導【反省指導】 ○状況によって，保護者に連絡または面談 ○継続指導【その日の学校生活の反省を報告する（1週間）】
<b>【持参物】</b> ・不要物（学習に必要なもの）	○1回目 その場で指導し，一時預かり後に放課後返却 ○2回目 その場で指導し，一時預かり後学期末に返却（保護者連絡）

- ・指導は別室で行い，その後，担任，生徒指導主事などが保護者連絡を行う。
- ・必ず複数の教職員が指導に当たり，時系列で記録する。
- ・指導した児童のその後の様子を十分観察し，ケアを図る。

付則 この規程は令和4年4月1日から施行する。